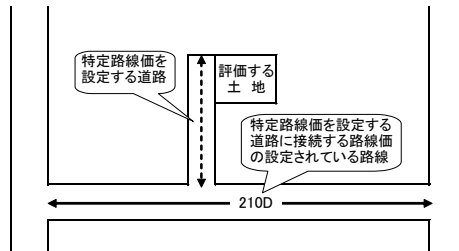


記載方法等

この申出書は、課税の対象となる路線価地域内に存する土地等について、その土地等に接している道路に路線価が設定されていないため、路線価を基に評価することができない場合に、その土地等を評価するための路線価（特定路線価）の設定を申し出るときに使用します。

- 1 この申出書は、相続税、贈与税の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価することが必要な場合に提出してください。
- 2 この申出書は、原則として、納税地を所轄する税務署に提出してください。
- 3 「特定路線価により評価する土地等」、「特定路線価を設定する道路」及び「特定路線価を設定する道路に接続する路線価の設定されている路線」の状況等がわかる資料（物件案内図、地形図、写真等）を添付してください。



- 4 「特定路線価により評価する土地等」及び「特定路線価を設定する道路」の所在地、状況等については、「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」に記載してください。
 - (1) 「土地等の所在地（住居表示）」欄には、「特定路線価により評価する土地等」の所在地を画地ごとに記載してください。
 - (2) 「土地等の利用者名、利用状況及び地積」欄には、その土地等の利用者名、利用状況及び地積を記載してください。土地等の利用状況については、「宅地（自用地）」、「宅地（貸地）」などと記載してください。
 - (3) 「道路の所在地」欄は、「特定路線価を設定する道路」の所在地の地番を記載してください。
 - (4) 「道路の幅員及び奥行」欄には、「特定路線価を設定する道路」の幅員及び「特定路線価を設定する道路に接続する路線価の設定されている路線」からその土地等の最も奥までの奥行距離を記載してください。
 - (5) 「舗装の状況」欄は、該当するものにレ点を付してください。
 - (6) 「道路の連続性」欄は、該当するものにレ点を付してください。
 - (7) 「道路のこう配」欄には、傾斜度を記載してください。
 - (8) 「上水道」、「下水道」、「都市ガス」欄は、該当するものにレ点を付してください。各欄の「引込み可能」とは、「特定路線価を設定する道路」に上下水道、都市ガスが敷設されている場合及び「特定路線価を設定する道路」にはないが、引込距離約 50m 程度のもので、容易に引込み可能な場合をいいます。
 - (9) 「用途地域等の制限」欄には、その土地等の存する地域の都市計画法による用途地域（例えば、第 1 種低層住居専用地域等）、建蔽率及び容積率を記載してください。
 - (10) 「その他（参考事項）」欄には、上記以外に土地の価格に影響を及ぼすと認められる事項がある場合に記載してください。

(注) この申出書を提出した場合でも、路線価を基に課税の対象となる土地等を評価することができるときには、特定路線価を設定しないこととなりますので留意してください。